

第 1 3 8 4 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 条 例 ]

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例……………4

甲府市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例……………22

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………24

甲府市中道YLO会館条例を廃止する条例……………25

甲府市指定地域密着型サービス事業者及び甲府市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例……………26

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例……………27

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………31

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例……………32

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………52

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………53

### [ 規 則 ]

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………54

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例……………55

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則……………66

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………68

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………72

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則……………77

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則……………79

甲府市中道YLO会館条例施行規則を廃止する規則……………82

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………83

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………84

### [ 告 示 ]

平成26年度上半期の財政状況等の公表……………85

甲府市各企業会計の平成26年度上半期の業務状況等の公表……………86

差押調書(謄本)公示送達……………87

開発行為に関する工事の完了公告……………88

国民健康保険料督促状公示送達	89	差押調書（謄本）公示送達	123
開発行為に関する工事の完了公告	90	開発行為に関する工事の完了公告	124
予防接種実施公告	91	公の施設に係る指定管理者の指定告示	125
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	93	開発行為に関する工事の完了公告	126
差押調書（謄本）公示送達	94	[ 教育委員会 ]	
入札告示	95	甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	127
国民健康保険被保険者証無効告示	97	[ 選挙管理委員会 ]	
国民健康保険料納入通知書公示送達	98	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	131
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	99	衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場設置告示	132
住民票を職権消除した者の公示	100	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任告示	133
開発行為に関する工事の完了公告（3件）	101	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任告示	134
軽自動車税督促状公示送達	104	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所を定める告示	135
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	105	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時及び場所を定める告示	136
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告	107	衆議院小選挙区選出議員選挙において公職選挙法第175条の規定によるくじを行う日時及び場所を定める告示	137
平成26年度補正予算の公表	108	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定める告示	138
指定特定相談支援事業者の指定公示	109	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所並びに不在者投票を行う場所を定める告示	139
指定特定相談支援事業者の廃止公示	110	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投	
公の施設に係る指定管理者の指定告示	111		
市県民税督促状公示送達	112		
介護保険被保険者証無効告示	113		
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	114		
公の施設に係る指定管理者の指定告示	116		
甲府市職員採用試験実施公告	117		
予防接種実施公告	118		
開発行為に関する工事の完了公告	120		
入札告示	121		

票所を定める告示	140
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	141
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投票所を定める告示	142
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における時刻を繰り上げて期日前投票所を閉じる施設等の告示	143
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における時刻を繰り上げて投票所を閉じる施設等の告示	144
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	145
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会12月定例総会招集公告	146
[ 上下水道局 ]	
甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程	147
甲府市上下水道企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程	153
入札告示(3件)	155
[ 任免辞令 ]	
市長事務部局	164

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 条例

---

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

## 甲府市条例第33号

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）

第3章 運営に関する基準（第6条～第30条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条～第33条）

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）

第6章 雑則（第35条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下この条及び第34条において同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者（同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。）若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。）（以下これらを「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することがないように、公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。第5条第2項において同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。第14条及び第32条第26号において同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第3条 指定介護予防支援事業者は、役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）及びその従業者が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

## 第2章 人員に関する基準

(担当職員の員数)

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する従業者（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

## 第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交

付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が

再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。第19条第5号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下この条において同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に係る利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。次号において同じ。）が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康

保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。次項及び第27条において同じ。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者（同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。第30条第2項第1号及び第32条において同じ。）に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費（法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費をいう。）の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第18条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理及び指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、

業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 担当職員その他の従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

( 掲 示 )

第 2 3 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

( 秘 密 保 持 等 )

第 2 4 条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第 3 2 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

( 廣 告 )

第 2 5 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

( 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 等 か ら の 利 益 収 受 の 禁 止 等 )

第 2 6 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

( 苦 情 処 理 )

第27条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第13号に規定するモニタリングの結果の記録

オ 第32条第14号の規定による評価の結果の記録

(3) 第17条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介

護予防サービス計画を策定しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。次条第5号において同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民の自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民の自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならない。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべ

き総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する支援すべき総合的な課題の把握（次号及び第13号において「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点並びに本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第16号及び第23号並びに次条第5号において同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第59号。以下この号及び第15号において「県条例」という。）第40条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等の県条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。第15号において「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（県条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（県条例第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見

地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予

防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を当該計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能、口腔機能等特定の機能及び栄養状態の改善のみを目指すのではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目

標を、期間を定めて設定し、利用者、介護予防サービスを提供する事業者等とともに目標を共有すること。

- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民の自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

#### 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第34条 第2条、第3条及び第2章から前章まで（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下この条において同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

#### 第6章 雑則

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 第30条第2項（第34条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録について適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあっては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。

甲府市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

#### 甲府市条例第34号

甲府市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のために必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次条第1項第3号において「省令」とい

う。)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条第2項において「運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第35号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市中道YLO会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第36号

甲府市中道YLO会館条例を廃止する条例

甲府市中道YLO会館条例（平成17年12月条例第57号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和43年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

甲府市指定地域密着型サービス事業者及び甲府市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 甲府市条例第37号

甲府市指定地域密着型サービス事業者及び甲府市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型サービス事業者及び甲府市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例

第1条中「及び」を「、」に改め、「第115条の12第2項第1号」の次に「及び第115条の22第2項第1号」を、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「及び指定介護予防支援事業者」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の資格）

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第38号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 雑則（第69条～第78条）」を「第8章 市営住宅駐車場の管理（第69条～第78条）」に改める。  
第88条）

第54条第1項中「供される市営住宅」の次に「（第70条第1号において「みなし特定公共賃貸住宅」という。）」を加える。

第78条を第88条とし、第69条から第77条までを10条ずつ繰り下げる。

第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 市営住宅駐車場の管理

（市営住宅駐車場の使用）

第69条 公営住宅法施行規則第1条第6号に規定する駐車場（以下この章において「市営住宅駐車場」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。

（使用者の資格）

第70条 市営住宅駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 市営住宅の入居者（第44条第1項の規定による許可を受けた社会福祉法人等及びみなし特定公共賃貸住宅の入居者を含む。以下この章において同じ。）であること。

(2) 市営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するため市営住宅駐車場を必要としていること。

(3) 第43条第1項各号（第6号を除く。）のいずれにも該当しないこと。

（使用の申請及び許可）

第71条 市長は、第69条の規定による申請があったときは、前条に規定する条件を具備する者に対し、市営住宅駐車場の使用を許可するものとする。

2 前項の規定による許可は、入居者1名につき、1区画とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請をした者の数が使用させるべき市営住宅駐車場の駐車台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考した者に対し、当該市営住宅駐車場の使用を許可する。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が必要があると認めるときは、市長が認める者に対し、当該市営住宅駐車場の使用を許可することができるものとする。

4 市長は、第1項及び前項の規定により市営住宅駐車場の使用を許可したときは、その旨を当該使用を許可した者（以下この章において「使用者」という。）に通知するものとする。

（使用の手続）

第72条 使用者は、前条第4項の規定による通知があった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 規則で定める賃貸借契約書を提出すること。

(2) 第75条第1項に規定する保証金を納付すること。

2 市長は、使用者が前項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続をしないときは、市営住宅駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

（使用料の決定及び変更）

第73条 市営住宅駐車場の使用料（以下この章において「使用料」という。）の額は、市営住宅駐車場に係る償却費、修繕費、管理事務費及び地代並びに近傍同種の駐車場の料金を勘案し、規則で定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料の額を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い使用料の額を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の駐車場の料金との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 市営住宅駐車場の改良に伴い、使用料の額を変更する必要があると認めるとき。

(使用料の減免又は徴収猶予)

第74条 市長は、規則で定める特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(保証金)

第75条 市長は、使用者から、市営住宅駐車場の使用の許可があった時における使用料の3月分に相当する額を保証金として徴収する。

- 2 前項の保証金は、使用者が市営住宅駐車場を明け渡したときは、無利子でこれを還付する。ただし、未納の使用料又は当該市営住宅駐車場に関し市に支払うべき損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれらを控除した額を還付する。
- 3 前条の規定は、第1項の保証金について準用する。

(使用許可の取消し等)

第76条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第71条第1項の規定による許可を取り消し、当該使用者に対し、市営住宅駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって使用の許可を受けたとき。
  - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
  - (3) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅駐車場を使用しないとき。
  - (4) 第70条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。
  - (5) 前各号に該当する場合のほか、市長が市営住宅駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により市営住宅駐車場の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに、当該市営住宅駐車場を明け渡さなければならない。
  - 3 市長は、第1項の規定による明渡しの請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、請求の日の翌日から市営住宅駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の駐車場の料金の額の2倍に相当する額を徴収することができる。

(損害賠償責任)

第77条 市は、市営住宅駐車場内における盗難及び損傷等の事故により、使用者が損害を受けても、その賠償の責を負わない。

(準用)

第78条 市営住宅駐車場の管理については、第19条、第26条、第27条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第19条第1項中「第11条第3項の入居可能日」とあるのは「第72条第1項第1号の賃貸借契約書に記載された市営住宅駐車場の使用開始日」と、「第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項」とあるのは「第76条第1項」と、同条第4項中「第42条」とあるのは「第78条において準用する第42条」と、「立ち退いた」とあるのは「明け渡した」と、第26条中「不在にする」とあるのは「使用しない」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 甲府市条例第39号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第40号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第48条の4第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第49条の2第1項中「30万6,000円」を「30万7,000円」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	

32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,700
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,300
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	473,100
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,700
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,500
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,200
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	477,000
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,200	
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	447,000	
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,600	
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,400	
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,200	
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	450,000	
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,600	
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,400	
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,200	
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	453,000	
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,600	
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,400	
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	455,200	
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	456,000	
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,600	
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,300		
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	415,000		
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,300		
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,900		
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,600		

68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	417,300
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,800
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,500
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	419,200
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,900	419,900
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,200	420,400
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,900	421,100
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,600	421,800
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,300	422,500
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,700	423,000
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,400	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	397,100	
80	236,800	294,200	341,300	380,700	397,800	
81	237,500	294,400	341,700	381,200	398,300	
82	238,200	294,600	342,200	381,800	399,000	
83	238,900	295,000	342,700	382,400	399,700	
84	239,600	295,300	343,200	383,000	400,500	
85	240,300	295,600	343,600	383,600	401,000	
86	241,000	295,900	344,000	384,200		
87	241,700	296,200	344,500	384,800		
88	242,400	296,600	344,900	385,400		
89	243,100	296,900	345,200	386,100		
90	243,600	297,300	345,600	386,700		
91	244,100	297,700	346,100	387,300		
92	244,600	298,100	346,500	387,900		
93	244,900	298,200	346,700	388,600		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,100			
97		299,500	348,200			
98		299,800	348,700			
99		300,200	349,200			
100		300,600	349,700			
101		300,800	350,000			
102		301,100	350,400			
103		301,500	350,800			

104			301,800	351,200					
105			302,000	351,700					
106			302,300	352,100					
107			302,700	352,500					
108			303,000	352,900					
109			303,200	353,400					
110			303,600	353,800					
111			304,000	354,200					
112			304,300	354,500					
113			304,400	355,000					
114			304,700						
115			305,000						
116			305,400						
117			305,600						
118			305,800						
119			306,100						
120			306,400						
121			306,800						
122			307,100						
123			307,400						
124			307,700						
125			308,100						
再任用職員		185,900	213,600	257,800	278,000	293,400	319,400	361,900	395,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第4（第9条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
29	337,000	408,700	462,900	525,700	

30	339,400	410,800	465,200	527,500
31	341,800	412,800	467,500	529,300
32	344,200	414,900	469,800	531,100
33	346,600	417,000	471,800	532,700
34	349,100	419,000	473,900	534,500
35	351,500	421,000	476,000	536,200
36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100

66			466,900	518,900	
67			467,600	519,600	
68			468,300	520,500	
69			468,800	521,400	
70			469,500	522,200	
71			470,200	523,100	
72			470,900	524,000	
73			471,300	524,800	
74			471,900	525,700	
75			472,600	526,600	
76			473,300	527,300	
77			473,700	528,100	
78			474,300	529,000	
79			474,900	529,900	
80			475,400	530,800	
81			476,000	531,600	
82			476,500	532,500	
83			477,000	533,400	
84			477,500	534,300	
85			477,900	535,100	
86			478,500	536,000	
87			478,900	536,900	
88			479,400	537,800	
89			479,900	538,600	
90			480,500		
91			481,100		
92			481,500		
93			482,000		
94			482,600		
95			483,200		
96			483,800		
97			484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則に定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	

33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,200
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,900
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,200
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,800
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,500
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,200
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,700
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	

69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,900
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,500
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,100
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,800
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,400
83	240,700	292,200	328,200	349,800	393,000
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,600
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,300
86		293,000	329,600	350,900	
87		293,200	329,800	351,200	
88		293,400	330,200	351,500	
89		293,800	330,600	351,900	
90		294,000	331,000	352,200	
91		294,200	331,400	352,600	
92		294,400	331,800	352,900	
93		294,800	332,200	353,300	
94		295,000	332,400	353,700	
95		295,200	332,800	354,100	
96		295,500	333,100	354,400	
97		295,900	333,300	354,900	
98		296,200	333,600	355,300	
99		296,500	333,900	355,700	
100		296,800	334,200	356,100	
101		297,100	334,400	356,600	
102		297,300	334,700	357,000	
103		297,600	335,100	357,400	
104		297,900	335,300	357,800	

	105		298,200	335,400	358,300		
	106			335,800			
	107			336,200			
	108			336,600			
	109			336,800			
	110			337,200			
	111			337,600			
	112			338,000			
	113			338,200			
再任用職員		186,900	213,700	245,900	259,500	285,700	327,300

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800	

33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,700
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,300
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,700
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,200
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,700
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,200
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,500
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,400
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,300
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	459,200
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	460,200
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	461,100
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	462,000
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,900
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,900
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,600
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,400
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	466,200
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	467,100
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,900
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,500	468,700
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	435,000	469,500
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	436,100	470,400
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	437,000	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,900	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,800	
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,700	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,600	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,500	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,400	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	443,300	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	444,100	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,900	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,700	

69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,500
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,100	
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,500	
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,100	
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,700	
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,300	
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,800	
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,400	
83	273,600	306,500	343,400	365,900	395,000	
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,600	
85	275,600	308,900	345,400	367,000	396,100	
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,700	
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,300	
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,900	
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,300	
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,800	
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,400	
92	282,800	317,400	351,800	370,700	400,000	
93	283,800	318,300	352,500	371,000	400,600	
94	284,800	319,000	353,100	371,500		
95	285,800	319,700	353,800	372,000		
96	286,800	320,300	354,400	372,500		
97	287,700	321,000	354,800	373,100		
98	288,500	321,300	355,200	373,600		
99	289,300	322,000	355,700	374,100		
100	290,200	322,700	356,100	374,600		
101	291,000	323,100	356,600	375,200		
102	291,800	323,700	357,000	375,700		
103	292,600	324,300	357,500	376,200		
104	293,400	324,900	358,000	376,600		

105	294,100	325,300	358,300	377,200
106	294,600	325,800	358,800	377,700
107	295,100	326,300	359,300	378,200
108	295,600	326,800	359,800	378,700
109	295,800	327,200	360,300	379,300
110	296,200	327,600	360,800	379,800
111	296,400	327,900	361,300	380,300
112	296,800	328,300	361,800	380,800
113	297,100	328,700	362,300	381,400
114	297,300	329,100	362,800	
115	297,700	329,500	363,300	
116	298,000	329,800	363,700	
117	298,300	330,000	364,100	
118	298,600	330,300	364,600	
119	298,900	330,700	365,100	
120	299,300	330,900	365,600	
121	299,600	331,100	366,000	
122	300,000	331,400	366,500	
123	300,400	331,700	367,000	
124	300,800	332,000	367,500	
125	301,000	332,200	367,900	
126	301,200	332,500		
127	301,600	332,900		
128	302,000	333,200		
129	302,200	333,300		
130	302,500	333,700		
131	302,900	334,100		
132	303,300	334,500		
133	303,500	334,800		
134	303,800	335,200		
135	304,200	335,600		
136	304,500	336,000		
137	304,700	336,300		
138	305,000	336,700		
139	305,400	337,100		
140	305,700	337,500		

141	305,900	337,800						
142	306,300	338,200						
143	306,700	338,600						
144	307,000	339,000						
145	307,100	339,300						
146	307,400	339,700						
147	307,700	340,100						
148	308,100	340,500						
149	308,300	340,800						
150	308,500	341,200						
151	308,800	341,600						
152	309,100	342,000						
153	309,500	342,300						
154	309,800							
155	310,000							
156	310,300							
157	310,700							
158	311,000							
159	311,300							
160	311,600							
161	312,000							
162	312,300							
163	312,600							
164	312,900							
165	313,300							
166	313,600							
167	313,900							
168	314,200							
169	314,600							
再任用職員	233,400	258,000	265,300	275,700	292,800	330,700	376,000	

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則に定めるものに適用する。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

目次及び第3条中「、寒冷地手当」を削る。

第5条の2第2項、第3項及び第5項中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

第7章の章名中「、寒冷地手当」を削る。

第48条の4第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第49条を次のように改める。

第49条 削除

第52条第2項中「、第49条」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「375,000」を「377,000」に、「424,000」を「426,000」に、「477,000」を「479,000」に、「541,500」を「542,000」に改める。

第5条第2項及び第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第5条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を

「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（次項及び第7項において「改正後の給与条例」という。）第49条の2第1項並びに別表第3及び別表第4の規定並びに第4条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項及び第7項において「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第48条の4第2項第1号及び第2号の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項及び第3項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(平成30年3月31日までの間における寒冷地手当に関する経過措置)

- 4 第2条（甲府市職員給与条例（以下この項において「給与条例」という。）第48条の4第2項第1号及び第2号の改正規定を除く。）の規定による改正後の給与条例の規定にかかわらず、第2条の規定による改正前の給与条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第49条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）の属する月が平成27年11月から平成28年3月までの場合にあつては改正前の条例第49条第1項に規定する支給対象職員（以下この項において「支給対象職員」という。）に対し同条の規定により算出した額（以下この項において「みなし寒冷地手当額」という。）を寒冷地手当として支給し、基準日の属する月が平成28年11月から平成30年3月までの場合にあつてはみなし寒冷地手当額が次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなる支給対象職員に対し当該みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額を寒冷地手当として支給する。

基準日の属する月の区分	額
平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

5 第3条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、同条の規定による改正前の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条及び第8条に規定する寒冷地手当の支給については、前項の規定の例による。

(適用日前の異動者の号給の調整)

6 平成26年4月1日(以下この項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

7 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例又は第4条の規定による改正前の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

#### 甲府市条例第41号

特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例（昭和51年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の202.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の187.5」を「100分の195」に、「100分の217.5」を「100分の210」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第42号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

#### 甲府市条例第43号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与等に関する条例（昭和28年1月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の202.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の187.5」を「100分の195」に、「100分の217.5」を「100分の210」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

#### 甲府市条例第44号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第9条関係)

## 高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,500
	28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,200
	29	204,600	257,400	330,100	390,400	473,000
	30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,700
31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,300	

32	209,700	265,200	336,500	396,400	478,000
33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,700
34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,700
35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,700
36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,700
37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,800
38	220,100	280,200	349,700	406,100	
39	221,900	282,800	351,900	407,500	
40	223,700	285,400	354,100	409,000	
41	225,600	287,900	356,200	410,700	
42	227,400	290,500	358,300	412,100	
43	229,200	293,000	360,400	413,500	
44	230,900	295,500	362,500	415,100	
45	232,700	297,800	364,600	416,700	
46	234,400	300,400	366,700	418,000	
47	236,100	303,000	368,700	419,600	
48	237,800	305,700	370,800	421,200	
49	239,400	308,200	372,600	422,900	
50	241,100	310,700	374,500	424,300	
51	242,800	313,200	376,500	425,900	
52	244,500	315,700	378,500	427,500	
53	245,900	318,100	380,500	429,200	
54	247,500	320,300	382,300	430,700	
55	249,100	322,500	384,100	432,300	
56	250,800	324,700	385,900	433,900	
57	252,300	327,000	387,400	435,400	
58	253,800	329,200	389,100	436,900	
59	255,400	331,400	390,800	438,300	
60	257,000	333,500	392,500	439,800	
61	258,500	335,700	393,800	441,400	
62	260,100	337,900	395,200	442,900	
63	261,700	340,100	396,600	444,400	
64	263,200	342,300	397,900	445,900	
65	264,700	344,300	399,300	447,600	
66	266,400	346,500	400,600	449,100	
67	268,000	348,700	402,000	450,700	

68	269,700	350,900	403,400	452,300
69	271,200	352,900	404,800	453,900
70	272,700	355,000	406,100	455,500
71	274,200	357,100	407,500	457,100
72	275,700	359,200	408,900	458,700
73	276,900	361,000	410,200	460,200
74	278,300	362,900	411,600	461,200
75	279,700	364,900	413,000	462,200
76	281,100	366,800	414,400	463,200
77	282,500	368,800	415,600	464,000
78	283,700	370,500	416,900	
79	284,900	372,200	418,200	
80	286,100	373,900	419,600	
81	287,400	375,400	420,900	
82	288,600	376,900	422,200	
83	289,800	378,400	423,400	
84	291,000	379,900	424,700	
85	292,200	381,000	425,900	
86	293,400	382,400	427,100	
87	294,600	383,800	428,300	
88	295,800	385,200	429,400	
89	297,000	386,500	430,500	
90	298,200	387,800	431,500	
91	299,400	389,100	432,500	
92	300,600	390,400	433,500	
93	301,400	391,700	434,500	
94	302,500	392,900	435,600	
95	303,700	394,200	436,700	
96	304,900	395,500	437,800	
97	305,900	396,900	438,700	
98	307,000	397,900	439,500	
99	308,100	399,000	440,300	
100	309,200	400,100	441,100	
101	310,100	401,000	441,900	
102	311,200	402,000	442,500	
103	312,300	403,100	443,100	

104	313, 400	404, 200	443, 700
105	314, 000	404, 900	444, 200
106	314, 900	405, 900	444, 800
107	315, 700	406, 900	445, 400
108	316, 500	407, 900	446, 000
109	317, 400	408, 700	446, 600
110	317, 800	409, 600	
111	318, 300	410, 500	
112	318, 800	411, 300	
113	319, 400	411, 900	
114	319, 800	412, 600	
115	320, 300	413, 300	
116	320, 800	414, 000	
117	321, 400	414, 700	
118	321, 900	415, 500	
119	322, 400	416, 200	
120	322, 900	417, 000	
121	323, 400	417, 600	
122	323, 800	418, 100	
123	324, 300	418, 600	
124	324, 800	419, 100	
125	325, 400	419, 500	
126	325, 700	420, 000	
127	326, 000	420, 500	
128	326, 300	421, 000	
129	326, 600	421, 400	
130	326, 900	421, 900	
131	327, 200	422, 400	
132	327, 500	422, 900	
133	327, 700	423, 300	
134	327, 900	423, 800	
135	328, 100	424, 300	
136	328, 400	424, 800	
137	328, 700	425, 200	
138	328, 900		
139	329, 200		

	140	329,500				
	141	329,700				
	142	330,000				
	143	330,300				
	144	330,600				
	145	330,900				
	146	331,200				
	147	331,500				
	148	331,800				
	149	332,000				
	150	332,200				
	151	332,500				
	152	332,800				
	153	333,000				
再任用 職員		234,200	277,700	307,100	335,700	421,600

備考(1) この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

商科専門学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	173,500	208,200	267,800	346,400	484,400
	2	176,100	210,300	270,900	349,700	486,600
	3	178,700	212,400	274,000	353,000	488,800
	4	181,400	214,500	277,000	356,300	491,000
	5	184,100	216,400	280,000	359,500	492,900
	6	186,900	218,500	282,900	362,000	494,900
	7	189,700	220,600	285,700	364,500	496,900
	8	192,600	222,600	288,500	367,100	498,900
	9	195,500	224,800	291,200	369,800	500,900
	10	198,500	227,200	294,100	372,100	502,900
	11	201,400	229,600	297,000	374,400	504,900
	12	204,300	232,000	299,900	376,700	506,900
	13	207,000	234,200	302,300	378,900	508,600
	14	208,700	236,500	304,900	381,400	510,400
	15	210,400	238,800	307,400	383,900	512,200
	16	212,100	241,100	309,900	386,400	514,100
	17	213,800	243,400	312,500	388,700	515,800
	18	215,600	246,500	315,600	391,100	517,600
	19	217,400	249,600	318,800	393,500	519,400
	20	219,100	252,700	322,000	395,900	521,300
	21	221,000	255,700	325,000	398,400	523,100
	22	222,900	258,800	328,100	401,000	524,700
	23	224,900	261,900	331,200	403,700	526,400
	24	226,900	265,000	334,300	406,400	528,100
	25	228,700	267,900	337,400	409,000	529,600
	26	230,700	270,900	340,400	411,500	531,000
	27	232,700	273,900	343,300	414,000	532,400
	28	234,700	276,900	346,300	416,500	533,800
	29	236,500	279,900	349,200	418,800	535,000
	30	238,400	282,400	351,800	421,300	536,000
31	240,400	284,900	354,400	423,800	537,000	

32	242,400	287,400	357,000	426,200	538,000
33	244,400	289,800	359,600	428,200	538,900
34	246,500	292,400	361,800	430,600	539,800
35	248,600	294,900	364,100	433,000	540,700
36	250,700	297,400	366,400	435,400	541,600
37	252,500	299,600	368,700	437,600	542,400
38	254,500	302,000	370,900	439,900	543,300
39	256,500	304,500	373,200	442,300	544,100
40	258,500	307,000	375,500	444,600	545,000
41	260,300	309,400	377,800	447,000	545,800
42	261,700	311,800	379,900	449,400	546,700
43	263,100	314,200	382,000	451,800	547,600
44	264,500	316,600	384,100	454,200	548,500
45	265,800	318,800	386,000	456,300	549,300
46	267,100	321,200	388,000	458,300	550,200
47	268,300	323,600	390,000	460,500	551,100
48	269,500	326,100	392,000	462,700	552,000
49	270,600	328,600	393,600	465,000	552,800
50	271,700	331,000	395,400	467,200	
51	273,000	333,300	397,200	469,500	
52	274,300	335,700	399,000	471,800	
53	275,400	338,000	400,200	473,700	
54	276,600	340,000	401,800	475,400	
55	277,800	342,000	403,500	477,100	
56	279,000	344,000	405,200	478,900	
57	280,100	345,900	406,700	480,500	
58	281,500	347,900	408,400	481,600	
59	282,900	349,900	410,100	482,700	
60	284,300	351,900	411,700	483,800	
61	285,500	353,800	413,100	484,900	
62	286,900	355,700	414,700	486,000	
63	288,300	357,600	416,300	487,100	
64	289,600	359,500	417,900	488,200	
65	290,800	361,400	419,300	489,200	
66	292,100	363,300	420,400	490,300	
67	293,400	365,200	421,400	491,300	

68	294,700	367,000	422,400	492,400
69	296,100	368,700	423,400	493,300
70	297,200	370,500	424,400	494,400
71	298,300	372,300	425,500	495,400
72	299,300	374,100	426,500	496,500
73	300,500	375,600	427,200	497,500
74	301,600	377,200	428,000	498,600
75	302,700	378,900	429,000	499,700
76	303,800	380,600	430,000	500,800
77	304,600	382,300	431,000	501,700
78	305,600	384,000	432,000	502,600
79	306,600	385,700	433,000	503,500
80	307,600	387,300	434,000	504,400
81	308,400	388,800	434,700	505,300
82	309,300	390,400	435,600	506,100
83	310,200	391,900	436,500	506,900
84	311,100	393,500	437,300	507,700
85	311,900	394,600	438,200	508,300
86	312,700	395,900	439,000	509,100
87	313,600	397,300	439,800	509,900
88	314,500	398,600	440,700	510,700
89	315,400	400,000	441,400	511,400
90	316,200	401,200	441,900	512,200
91	317,000	402,300	442,500	513,000
92	317,800	403,500	442,900	513,800
93	318,500	404,400	443,400	514,500
94	319,200	405,500	444,000	515,300
95	319,900	406,600	444,600	516,000
96	320,600	407,700	445,200	516,800
97	321,000	408,600	445,600	517,500
98	321,400	409,600	446,200	
99	321,800	410,600	446,800	
100	322,200	411,600	447,400	
101	322,600	412,400	447,800	
102	323,000	413,400	448,400	
103	323,300	414,400	449,000	

104	323,700	415,400	449,600
105	324,200	416,000	450,000
106	324,600	416,800	450,600
107	325,100	417,700	451,200
108	325,600	418,600	451,800
109	326,000	419,500	452,200
110	326,500	420,400	452,800
111	327,000	421,300	453,400
112	327,500	422,100	454,000
113	327,800	422,900	454,400
114	328,300	423,400	
115	328,700	423,900	
116	329,200	424,400	
117	329,500	424,800	
118	329,900	425,400	
119	330,400	426,000	
120	330,900	426,600	
121	331,100	426,800	
122	331,500	427,400	
123	332,000	428,000	
124	332,400	428,600	
125	332,600	429,000	
126	332,900		
127	333,400		
128	333,900		
129	334,100		
130	334,500		
131	335,000		
132	335,400		
133	335,600		
134	336,100		
135	336,600		
136	337,100		
137	337,400		
138	337,800		
139	338,200		

	140	338,600				
	141	339,100				
再任用 職員		250,200	297,100	314,900	381,100	476,500

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例（以下この項及び第4項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第27条第2項第1号及び第2号の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

---

# 規則

---

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

## 甲府市規則第32号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の83.5」を「100分の102.5」に、「100分の135」を「100分の165」に、「100分の109.5」を「100分の128.5」に、「100分の175」を「100分の205」に改め、同項第2号中「100分の74」を「100分の91」に、「100分の83.5」を「100分の102.5」に、「100分の97」を「100分の114」に、「100分の109.5」を「100分の128.5」に改め、同項第3号中「100分の64.5」を「100分の79.5」に、「100分の84.5」を「100分の99.5」に改め、同項第4号中「100分の64.5」を「100分の79.5」に、「100分の84.5」を「100分の99.5」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改め、同項第3号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定及び附則第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下「新規則」という。）第24条の3第1項及び第24条の4第1項の規定は、平成26年12月1日から適用する。  
（勤勉手当の成績率の経過措置）
- 3 当分の間、新規則第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
  - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の150  
（新規則第17条の2に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の190）
  - (2) 再任用職員 100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）  
（平成30年3月31日までの間における寒冷地手当に関する経過措置）
- 4 平成30年3月31日までの間における寒冷地手当の支給については、新規則第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
（雑則）
- 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第33号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第4昇格時号給対応表ア行政職給料表昇格時号給対応表中

「	6 9	を	「	6 8	に、	「	5 1	を	「	5 0	に改める。
	6 9			6 9			5 1			5 1	
	7 0			6 9			5 1			5 1	
	7 0			6 9			5 1			5 1	
	7 1			7 0			5 2			5 1	
	7 1			7 0			5 2			5 1	
	7 2			7 0			5 2			5 2	
	7 2			7 1			5 2			5 2	
	7 3			7 1			5 3			5 2	
	7 3			7 1			5 3			5 2	
	7 4			7 2			5 3			5 2	
	7 4			7 3			5 3			5 3	
	7 5			7 4			5 4			5 3	
」			」				5 4		」	5 3	
							5 5		」	5 3	

別表第4昇格時号給対応表工医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

90		89		86		85	
90		90		86		86	
90		90		86		86	
91		90		87		86	
91		90		87		86	
91		91		87		87	
92		91		88		87	
92		91		88		87	
92		91		88		87	
93		92		89		88	
93		92		89		88	
93		92		89		88	
93		92		90		88	
94		93		90		89	
94	を	93	に、	90	を	89	に、
94		93		91		89	
94		93		91		90	
95		94		91		90	
95		94		91		90	
95		94		92		90	
95		94		92		90	
96		95		92		91	
96		95		92		91	
96		95		93		91	
96		95		93		91	
97		96		93		91	
97		96		93		92	
98		96		94		92	

9 8
9 9

9 6
9 7

9 4
9 4
9 4
9 5
9 5
9 5

9 2
9 2
9 2
9 3
9 3
9 3

4 3
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4
4 4
4 5
4 5
4 5
4 6
4 6
4 7

を

4 2
4 3
4 3
4 3
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4
4 4
4 4
4 4
4 5
4 5
4 5

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定によ

る号給がこの規則による改正前の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第34号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第3条関係)

## 技能労務職給料表

職員の 区分	職務 級の	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	128,800	187,700	224,600	263,500
	2	129,900	189,500	226,500	265,600
	3	131,000	191,300	228,400	267,600
	4	132,100	193,100	230,200	269,700
	5	133,200	194,700	231,900	271,700
	6	134,300	196,500	233,800	273,800
	7	135,400	198,300	235,700	275,900
	8	136,500	200,100	237,500	278,000
	9	137,600	201,800	239,200	280,100
	10	138,700	203,600	241,100	282,200
	11	139,900	205,400	242,900	284,300
	12	141,000	207,200	244,800	286,400
	13	142,100	208,800	246,500	288,500
	14	143,200	210,700	248,400	290,600
	15	144,300	212,600	250,200	292,700
	16	145,400	214,500	252,000	294,800
	17	146,500	216,300	253,700	296,800
	18	147,900	218,200	255,700	298,900
	19	149,200	220,100	257,700	301,000
	20	150,500	222,000	259,700	303,100
	21	151,800	223,700	261,600	305,200
	22	153,300	225,600	263,500	307,300
	23	154,800	227,500	265,400	309,400
	24	156,400	229,400	267,200	311,500
	25	157,700	231,000	269,200	313,400
	26	159,200	232,800	271,100	315,500
	27	160,700	234,500	273,000	317,600
	28	162,200	236,300	274,900	319,700
	29	163,600	237,700	276,700	321,700
	30	166,300	239,200	278,600	323,800
31	168,900	240,700	280,500	325,900	

32	171,500	242,200	282,400	328,000
33	174,200	243,600	284,100	329,600
34	175,900	245,100	286,000	331,600
35	177,600	246,600	287,900	333,700
36	179,300	248,200	289,800	335,800
37	180,800	249,500	291,500	337,700
38	182,600	251,100	293,300	339,700
39	184,400	252,700	295,100	341,700
40	186,100	254,300	296,900	343,700
41	187,700	255,700	298,700	345,600
42	189,200	257,100	300,400	347,500
43	190,700	258,500	302,100	349,400
44	192,200	259,900	303,800	351,300
45	193,500	261,100	305,500	352,800
46	194,800	262,500	307,200	354,300
47	196,100	263,900	308,900	355,800
48	197,400	265,300	310,600	357,300
49	198,700	266,600	311,800	359,000
50	200,000	267,800	313,400	359,800
51	201,300	269,100	315,000	361,000
52	202,600	270,400	316,600	362,000
53	203,800	271,500	318,300	362,900
54	205,100	272,700	319,900	364,000
55	206,400	274,000	321,500	365,000
56	207,700	275,300	323,100	366,100
57	208,800	276,400	324,600	367,000
58	209,900	277,500	325,800	367,700
59	211,000	278,600	327,000	368,400
60	212,100	279,700	328,200	369,100
61	213,300	280,900	329,000	369,600
62	214,300	281,900	329,900	370,200
63	215,300	282,900	330,700	370,900
64	216,300	283,900	331,500	371,600
65	217,100	284,700	332,400	371,900
66	218,100	285,600	332,800	372,600
67	219,000	286,500	333,600	373,300

68	220,000	287,400	334,400	374,000
69	220,800	288,400	335,200	374,400
70	221,800	289,200	335,900	375,000
71	222,800	290,000	336,600	375,700
72	223,800	290,800	337,300	376,300
73	224,500	291,600	337,800	376,700
74	225,500	292,100	338,400	377,300
75	226,500	292,600	339,000	378,000
76	227,600	293,100	339,600	378,600
77	228,400	293,200	339,900	379,000
78	229,200	293,600	340,400	379,500
79	230,000	293,800	340,800	380,100
80	230,800	294,200	341,300	380,700
81	231,600	294,400	341,700	381,200
82	232,300	294,600	342,200	381,800
83	233,000	295,000	342,700	382,400
84	233,700	295,300	343,200	383,000
85	234,400	295,600	343,600	383,600
86	235,200	295,900	344,000	384,200
87	236,000	296,200	344,500	384,800
88	236,800	296,600	344,900	385,400
89	237,500	296,900	345,200	386,100
90	238,200	297,300	345,600	386,700
91	238,900	297,700	346,100	387,300
92	239,600	298,100	346,500	387,900
93	240,300	298,200	346,700	388,600
94	241,000	298,500	347,100	
95	241,700	298,900	347,600	
96	242,400	299,300	348,100	
97	243,100	299,500	348,200	
98	243,600	299,800	348,700	
99	244,100	300,200	349,200	
100	244,600	300,600	349,700	
101	244,900	300,800	350,000	
102		301,100	350,400	
103		301,500	350,800	

104			301,800	351,200	
105			302,000	351,700	
106			302,300	352,100	
107			302,700	352,500	
108			303,000	352,900	
109			303,200	353,400	
110			303,600	353,800	
111			304,000	354,200	
112			304,300	354,500	
113			304,400	355,000	
114			304,700		
115			305,000		
116			305,400		
117			305,600		
118			305,800		
119			306,100		
120			306,400		
121			306,800		
122			307,100		
123			307,400		
124			307,700		
125			308,100		
再任用 職員		185,900	213,600	257,800	278,000

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定及び附則第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。この場合において、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成30年3月31日までの間における寒冷地手当の支給については、改正後の規則第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第35号

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給調整手当支給規則（昭和36年8月規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分	月 額	期間の区分	月 額
	円		円
1年未満	307,000	18年以上 19年未満	297,100
1年以上 2年未満	307,000	19年以上 20年未満	293,800
2年以上 3年未満	307,000	20年以上 21年未満	290,500
3年以上 4年未満	307,000	21年以上 22年未満	276,700
4年以上 5年未満	307,000	22年以上 23年未満	262,700
5年以上 6年未満	307,000	23年以上 24年未満	249,200
6年以上 7年未満	307,000	24年以上 25年未満	235,300
7年以上 8年未満	307,000	25年以上 26年未満	221,600
8年以上 9年未満	307,000	26年以上 27年未満	204,000
9年以上 10年未満	307,000	27年以上 28年未満	186,900
10年以上 11年未満	307,000	28年以上 29年未満	169,600
11年以上 12年未満	307,000	29年以上 30年未満	152,000
12年以上 13年未満	307,000	30年以上 31年未満	134,000
13年以上 14年未満	307,000	31年以上 32年未満	115,700
14年以上 15年未満	307,000	32年以上 33年未満	97,800

15年以上 16年未満	307,000	33年以上 34年未満	71,800
16年以上 17年未満	303,700	34年以上 35年未満	47,500
17年以上 18年未満	300,400		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給調整手当支給規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第36号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

第38号様式（その1）を次のように改める。

第 3 8 号様式 (その 1)

軽自動車税納税通知書

通知書番号	
車両(標識)番号	
車両種別	

次のとおり納期限までに必ず納めてください。

税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納期限	

年 月 日

甲府市長

印

㊦ 甲府市 納入済通知書

加入者名	甲府市会計管理者	合計金額	円
口座番号		延滞金	
収納機関番号	通知書番号	確認番号	納付区分
納期限			

㊧ 甲府市 納入通知書(原符)

加入者名	甲府市会計管理者	税額	円
口座番号		延滞金	円
		督促手数料	円
		合計金額	円
		通知書番号	
納付者	様		
発行日			

㊨ 甲府市 納付書兼領収証書

納付者	様	税額	円
年度・通知書番号		延滞金	円
		督促手数料	円
		合計金額	円
発行日			

㊩ 軽自動車税納税証明書 (継続検査用)

車両番号	
納税義務者	様
有効期限	

納付者	様
I D 税額	延滞金
督促手数料	合計金額

領収日付印
-------

とりまとめ金融機関
-----------

上記のとおり証明します。

甲府市長

印

領収日付印
-------

領収日付印
-------

主管課名	領収日付印
------	-------

上記の金額を領 (納付者 保管) 取しました。

(金融機関・店舗等保管)

(納付者保管)

第38号様式（その2）を次のように改める。

第38号様式（その2）

軽自動車税納税通知書

年 月 日  
甲府市長

印

通知書番号	
車両(標識)番号	
車両種別	

税額	円
納期限 (振替日)	
金融機関名	
本支店名	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市中道YLO会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第37号

甲府市中道YLO会館条例施行規則を廃止する規則

甲府市中道YLO会館条例施行規則（平成18年2月規則第5号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号）の一部を次のように改正する。

第23条の2を次のように改める。

第23条の2 削除

別表第1福祉部（福祉事務所）、長寿支援室、高齢者福祉課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第38号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「3万円」を「1万6,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第15条の2の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第39号

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則（昭和35年11月規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表備考4中「30,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

---

# 告示

---

甲府市告示第534号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の平成26年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

平成26年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の平成26年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

平成26年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第536号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年12月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                  |          |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本）         | 税発第3663号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略）             |          |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下向山町字久保沢3260番  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南アルプス市桃園296番地6  
ルレザン101号室  
長田 環

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年12月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 平成26年度国民健康保険料第2期分督促状<br>平成26年度国民健康保険料第3期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                                       |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課                               |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市大津町字村中1439番5及び1439番7  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市大里町1808番地  
メゾンエスポワールB-202  
飯田 弘樹

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成26年12月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成26年12月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
水痘	初回	生後12月から生後36月に 至るまでの間にある者	
	追加		
麻しん風しん混合 (M R) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		

	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例※1	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者	
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの 間にある女子		
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当）</li> </ul>		高齢者インフルエンザ指定医療機関
高齢者 肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳及び101歳以上となる者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当）</li> </ul>		高齢者肺炎球菌指定医療機関

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適切な状態と判断した場合

甲府市告示第541号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成26年12月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第542号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年12月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |   |           |                  |          |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類        | 差押調書（謄本）         | 税発第3939号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）             |          |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年12月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 275号		
工事名	(仮称) 地域振興複合施設等整備事業に伴うⅡ期外構排水工事		
工事場所	甲府市下曾根町1070番地3		
工事概要	1	工事内容	・自由勾配側溝設置 153.2m ・コンクリート縁石設置 119.0m 他一式
	2	工期	平成27年2月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	13,002,120円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成26年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成26年12月24日

	6	設計図書配付開始日	平成26年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年12月25日
	10	入札及び開札日時	平成27年1月9日 午前9時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年1月6日 午後5時まで
	2	回答	平成27年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第544号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成26年12月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年12月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 書類名   | 甲府市国民健康保険料納入通知書  |
| 2 | 発送日   | 平成26年11月4日   |
| 3 | 項目    | 平成26年度国民健康保険料5期～9期分  |
| 4 | 納期限   | 平成26年12月1日<br>(納期限を平成27年1月5日に再指定)<br>平成27年1月5日                      平成27年2月2日<br>平成27年3月2日                      平成27年3月31日 |
| 5 | 納付場所  | 甲府市指定金融機関<br>甲府市収納代理金融機関<br>ゆうちょ銀行・郵便局<br>甲府市税務部収納管理室収納課<br>甲府市市民部市民総室国民健康保険課<br>窓口センター<br>甲府市指定コンビニエンスストア                 |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（7件）   |

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場  
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場  
甲府市酒折駅南口自転車駐車場  
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成26年11月21日（金）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活センター  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場  
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場  
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

甲府市告示第547号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成26年12月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市和戸町字藤塚422番3  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町四日市場1584番地1  
東建レジデンテ201  
中 川 智 之

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上今井町字宮北2519番2、2532番1、2533番、  
2534番1及び2535番1  
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市上今井町2504番地  
岡 部 仁

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市右左口町字七覚下4007番3から4007番6まで  
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市右左口町3809番地  
中 込 雅

甲府市告示第551号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |   |           |                                  |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名       | 平成25年度軽自動車税督促状<br>平成26年度軽自動車税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課                   |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上阿原町字塚腰614番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市東光寺町2159番地  
河西 喜雄

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市小瀬町字整理地1352番2  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町川中島63番地1  
リーヴル石和501  
三品 孝紘

甲府市告示第554号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、都市計画法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |   |         |                  |
|---|---------|------------------|
| 1 | 指定を行う道路 | 濁川西地区整備事業区画道路5号線 |
| 2 | 指定道路の位置 | 甲府市里吉四丁目1441番13  |
| 3 | 指定道路の延長 | 14.0m            |
| 4 | 指定道路の幅員 | 6.0m             |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成26年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成26年12月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成26年度甲府市一般会計補正予算（第7号）
- 2 平成26年度甲府市一般会計補正予算（第8号）
- 3 平成26年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 平成26年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成26年度甲府市古閑・梯町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 平成26年度甲府市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 平成26年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）

平成26年12月15日 原案可決

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号の規定により公示する。

平成26年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 やさしい手甲府 甲府市上石田一丁目7番14号	やさしい手 富士見事業所 甲府市塩部四丁目1番13号 サンロードビル 2階	平成27年1月1日	指定計画相談支援	身体障害者・知的障害者・精神障害者	1930101470

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者が廃止をしたので、障害者総合支援法第51条の30第2項第2号の規定により公示する。

平成26年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 廃止する指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止をする事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
有限会社 小春日和 甲府市中小河原町 1608番地1	居宅介護 小春日和 甲府市中小河原町 1608番地 1	平成27 年1月1 日	指定計画相 談支援	特定なし	1930101090

甲府市告示第558号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成26年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
玉諸悠遊館	甲府市上阿原町564番地1 玉諸悠遊館運営協議会	平成27年4月1日 から平成31年3月 31日まで

甲府市告示第559号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年12月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 平成26年度市県民税過年第1期督促状<br>平成26年度市県民税過年第2期督促状<br>平成26年度市県民税第1期督促状<br>平成26年度市県民税第2期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課   |

甲府市告示第560号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成26年12月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市和戸町字琵琶田162番、166番1、166番2、166番4及び  
166番5  
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市飯田三丁目9番3号  
山梨スズキ販売株式会社  
代表取締役 荻原 公明

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市千塚三丁目1689番4、2313番1から2313番3まで、  
2314番1、2314番5から2314番12まで及び2315番1から  
2315番11まで  
以上24筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区東上野四丁目27番3号  
東京セキスイハイム株式会社  
代表取締役社長 渡邊 博行

甲府市告示第563号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成26年12月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市リサイクルプラザ	甲府市上町601番地2 甲府市施設管理協会	平成27年4月1日 から平成29年3月 31日まで

甲府市告示第564号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成26年12月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成26年12月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成27年1月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
水痘	初回	生後12月から生後36月に 至るまでの間にある者	
	追加		
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
	第2期	9歳以上13歳未満の者	

	特例※1	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者	
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子		
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当）</li> </ul>		高齢者インフルエンザ指定医療機関
高齢者 肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳及び101歳以上となる者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当）</li> </ul>		高齢者肺炎球菌指定医療機関

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適當な状態と判断した場合

甲府市告示第566号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上曾根町字木ノ下1747番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市下曾根町256番地1  
荻原 武春

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年12月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 304号		
工事名	灌漑用排水管布設替工事 (H26-1)		
工事場所	甲府市小曲町地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HIVP (φ100) L=366.5m</li> <li>・DIP (φ150) L=16.0m</li> <li>・DIP (φ100) L=11.5m</li> <li>・SP (φ100) L=5.2m</li> <li>・仕切弁 (φ150) 3基</li> <li>・仕切弁 (φ100) 1基</li> <li>・空気弁 (φ25) 1基</li> <li>・空気弁 (φ20) 1基</li> <li>・散水弁 (φ65) 15箇所</li> </ul>
	2	工期	平成27年3月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,061,440円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 ( <u>本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。</u> )
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年12月22日

	2	入札説明書等配付締切日	平成27年1月8日
	3	申請書受付開始日	平成26年12月22日
	4	申請書受付締切日	平成27年1月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年1月15日
	6	設計図書配付開始日	平成26年12月22日
	7	設計図書配付締切日	平成27年1月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年12月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年1月16日
	10	入札及び開札日時	平成27年1月26日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年1月21日 午後5時まで
	2	回答	平成27年1月22日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第568号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年12月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |   |           |                  |          |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類        | 差押調書（謄本）         | 税発第3581号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）             |          |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下今井町字出倉田3番1、3番4、3番22、3番23、6番3、9番1及び9番3から9番7まで  
以上11筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市長塚226番地5  
株式会社協栄ホーム  
代表取締役 篠原 勉

甲府市告示第570号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成26年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市地方卸売市場	甲府市国母六丁目5番1号 一般社団法人 甲府市地方卸売市場協会	平成27年4月1日 から平成32年3月 31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字中耕地4158番1及び4158番5から4158番10まで  
以上7筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県松本市双葉22番1号  
ミサワホーム甲信株式会社  
代表取締役 古 屋 保 巳

# 教育委員会

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

甲府市教育委員会  
委員長 平賀数人

甲府市教育委員会規則第10号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（昭和47年6月教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5ア高等学校教育職給料表昇格時号給対応表中

6 2		6 1
6 2		6 2
6 2		6 2
6 2		6 2
6 3		6 2
6 3		6 2
6 3		6 3
6 3		6 3
6 4		6 3
6 4		6 3
6 4		6 3
6 4		6 4
6 5		6 4
6 5	を	6 4
6 5		6 4

に改める。

6 5	6 4
6 5	6 5
6 5	6 5
6 5	6 5
6 6	6 5
6 6	6 5
6 6	6 5
6 6	6 6
6 6	6 6
6 6	6 6
6 6	6 6
6 6	6 6
6 6	6 6
6 7	6 6
6 7	6 6
6 7	6 7
6 7	6 7
6 7	6 7
6 7	6 7
6 7	6 7
6 7	6 7
6 7	6 7
6 8	6 7

別表第5イ商科専門学校教育職給料表昇格時号給対応表中

8 4	を	8 3	に、	5 3	を	5 2	に、
8 4		8 4		5 3		5 3	
8 5		8 4		5 3		5 3	
8 5		8 4		5 3		5 3	
8 6		8 5		5 4		5 3	
8 6		8 5		5 4		5 3	
8 7		8 5		5 4		5 4	
				5 4		5 4	

5 5	5 4
5 5	5 4
5 5	5 4
5 5	5 5
5 6	5 5
5 6	5 5
5 6	5 5

2 3	2 2
2 3	2 3
2 4	2 3
2 4	2 3
2 5	2 4
2 5	2 4
2 5	2 4
2 6	2 5
2 6	2 5
2 6	2 5
2 7	2 6
2 7	2 6
2 7	2 7
2 8	2 7

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、新規則の

規定による号給がこの規則による改正前の甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない学校職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、前項の規定の適用を受ける学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第28号

平成26年12月1日現在の選挙人名簿において、地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成26年12月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

1	1/50の数	3, 125人
2	1/3の数	52, 053人
3	1/6の数	26, 035人
4	選挙人名簿登録者数	156, 209人

甲府市選挙管理委員会告示第29号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における、公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

平成26年12月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第30号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第31号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

開票管理者		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
甲府市山宮町 2751番地	今井 晃	甲府市下飯田 1丁目1番15号	三井和子

甲府市選挙管理委員会告示第32号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査  
における投票所を、別紙のとおり設ける。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第33号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成26年12月14日（日） 午後9時00分
- 2 場 所 甲府市青沼3丁目5番44号 甲府市総合市民会館

甲府市選挙管理委員会告示第34号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成26年12月2日（火） 午後5時30分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第35号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第62条第2項、第4項及び第5項の規定により、開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成26年12月11日(木)  
(小選挙区) 午後5時10分  
(比例代表) 午後5時20分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局(本庁舎4階)

甲府市選挙管理委員会告示第36号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所並びに不在者投票を行う場所を、次のとおり定める。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 不在者投票を行う場所
  - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室
  - ・ 甲府市青沼3丁目5番44号 甲府市総合市民会館1階多目的室
  - ・ 甲府市長松寺町12番30号 甲府市西部市民センター1階会議室
  - ・ 甲府市下曾根町1070番地3 甲府市中道公民館 会議室
  
- 2 不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所
  - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室

甲府市選挙管理委員会告示第37号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、次の場所に設ける。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内1丁目18番1号	平成26年12月 3日から 平成26年12月13日まで
甲府市総合市民会館 1階	山梨県甲府市 青沼3丁目5番44号	平成26年12月 3日から 平成26年12月13日まで
甲府市西部市民センター 1階会議室	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	平成26年12月11日から 平成26年12月13日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	平成26年12月11日から 平成26年12月13日まで

甲府市選挙管理委員会告示第38号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第39号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される公職選挙法第48条の2第1項及び公職選挙法施行令第65条の13第3項の規定により在外選挙人が期日前投票を行うべき期日前投票所を、次のとおり定める。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 投票を行う場所
  - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室
- 2 投票用紙及び投票用封筒の交付場所
  - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室

甲府市選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の次の期日前投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
甲府市中道公民館	午前8時30分	午後5時

甲府市選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	マウントピア黒平	午前7時	午後6時
第62投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時

甲府市選挙管理委員会告示第42号

平成26年12月2日現在の選挙人名簿において、地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成26年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

1	1/50の数	3, 124人
2	1/3の数	52, 053人
3	1/6の数	26, 027人
4	選挙人名簿登録者数	156, 159人

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、平成26年12月25日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成26年12月19日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成27年1月告示分農用地利用集積計画について

---

# 上下水道局

---

甲府市上下水道局管理規程第11号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

(甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程(昭和33年12月管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の87以上100分の140以下」を「100分の102.5以上100分の165以下」に、「100分の113以上100分の180以下」を「100分の128.5以上100分の205以下」に改め、同項第2号中「100分の77以上100分の87未満」を「100分の91以上100分の102.5未満」に、「100分の100以上100分の113未満」を「100分の114以上100分の128.5未満」に改め、同項第3号中「100分の67」を「100分の79.5」に、「100分の87」を「100分の99.5」に改め、同項第4号中「100分の67未満」を「100分の79.5未満」に、「100分の87未満」を「100分の99.5未満」に改める。

第16条の7第1項第1号中「100分の35超」を「100分の37.5超」に、「100分の45超」を「100分の47.5超」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の37.5」に、「100分の45」を「100分の47.5」に改め、同項第3号中「100分の35未満」を「100分の37.5未満」に、「100分の45未満」を「100分の47.5未満」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別表)

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、

「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第16条第1項、第16条の6第1項及び第16条の7第1項の規定は、平成26年12月1日から適用する。  
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 4 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市上下水道企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。  
(勤勉手当の成績率の経過措置)
- 6 当分の間、この改正後の規程第16条の6及び第16条の7の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。
  - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の150  
(特定幹部職員にあつては、100分の190)
  - (2) 再任用職員 100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）  
(その他)
- 7 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 別表第1（第2条関係）

## 企業職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900

35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,700
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,300
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	473,100
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,700
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,500
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,200
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	477,000
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,200	
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	447,000	
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,600	
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,400	
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,200	
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	450,000	
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,600	
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,400	
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,200	
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	453,000	
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,600	
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,400	
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	455,200	
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	456,000	
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,600	
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,300		
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	415,000		
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,300		
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,900		
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,600		
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	417,300		
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,800		
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,500		
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	419,200		
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,900	419,900		
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,200	420,400		
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,900	421,100		
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,600	421,800		

76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,300	422,500
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,700	423,000
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,400	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	397,100	
80	236,800	294,200	341,300	380,700	397,800	
81	237,500	294,400	341,700	381,200	398,300	
82	238,200	294,600	342,200	381,800	399,000	
83	238,900	295,000	342,700	382,400	399,700	
84	239,600	295,300	343,200	383,000	400,500	
85	240,300	295,600	343,600	383,600	401,000	
86	241,000	295,900	344,000	384,200		
87	241,700	296,200	344,500	384,800		
88	242,400	296,600	344,900	385,400		
89	243,100	296,900	345,200	386,100		
90	243,600	297,300	345,600	386,700		
91	244,100	297,700	346,100	387,300		
92	244,600	298,100	346,500	387,900		
93	244,900	298,200	346,700	388,600		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,100			
97		299,500	348,200			
98		299,800	348,700			
99		300,200	349,200			
100		300,600	349,700			
101		300,800	350,000			
102		301,100	350,400			
103		301,500	350,800			
104		301,800	351,200			
105		302,000	351,700			
106		302,300	352,100			
107		302,700	352,500			
108		303,000	352,900			
109		303,200	353,400			
110		303,600	353,800			
111		304,000	354,200			
112		304,300	354,500			
113		304,400	355,000			
114		304,700				
115		305,000				
116		305,400				

	117		305,600						
	118		305,800						
	119		306,100						
	120		306,400						
	121		306,800						
	122		307,100						
	123		307,400						
	124		307,700						
	125		308,100						
再任用職員		185,900	213,600	257,800	278,000	293,400	319,400	361,900	395,700

甲府市上下水道局管理規程第 1 2 号

甲府市上下水道企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市上下水道企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（平成 1 8 年 3 月規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 昇格時号給対応表中

「		「
	6 9	6 8
	6 9	6 9
	7 0	6 9
	7 0	6 9
	7 1	7 0
	7 1	7 0
	7 2	7 0
	7 2	7 1
	7 3	7 1
	7 3	7 1
	7 4	7 2
	7 4	7 3
	7 5	7 4
」		」

を に、

5 1		5 0	
5 1		5 1	
5 1		5 1	
5 1		5 1	
5 2		5 1	
5 2		5 1	
5 2		5 2	
5 2	を	5 2	に改める。
5 3		5 2	
5 3		5 2	
5 3		5 2	
5 3		5 3	
5 4		5 3	
5 4		5 3	
5 5		5 3	

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の甲府市上下水道企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号給対応表による号給が、改正前の号給対応表による号給に達しない職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による号給とする。
- 3 施行日から平成27年3月31日までの間に昇格した職員のうち、附則第2項との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による号給とすることができるものとする。

甲府市上下水道局告示第70号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年12月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 120006号		
工事名	(路中-101) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市下曾根町地内 (甲府市立笛南中学校の南東)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表層工 (再生密粒度ASC t=3cm) 350㎡</li> <li>・表層工 (再生密粒度ASC t=5cm) 550㎡</li> <li>・基層工 (再生密粒度ASC t=5cm) 79㎡</li> <li>・上層路盤工 (RC-40 t=100mm) 350㎡</li> <li>・上層路盤工 (RC-40 t=250mm) 79㎡</li> <li>・上層路盤工 (M-40 t=200mm) 9㎡</li> <li>・上層路盤工 (再生瀝青安定処理材 t=100mm) 9㎡</li> <li>・下層路盤工 (RC-40 t=250mm) 9㎡</li> <li>・不陸整正工 (M-30 t=50mm) 462㎡</li> <li>・区画線工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成27年4月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,603,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総

		合評価値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績 路面復旧工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成26年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日 平成26年12月17日
	3	申請書受付開始日 平成26年12月8日
	4	申請書受付締切日 平成26年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成26年12月24日
	6	設計図書配付開始日 平成26年12月8日
	7	設計図書配付締切日 平成26年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成26年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成26年12月25日
	10	入札及び開札日時 平成27年1月9日 午前9時5分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成27年1月6日 午後5時まで
	2	回答 平成27年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	

低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第71号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年12月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

1 入札に付する事項

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 入札番号      | 物品－230010号          |
| (2) 物件名       | 機械式汚泥濃縮機用ステンレスベルト購入 |
| (3) 品質・規格・数量等 | 仕様書による              |
| (4) 納入期限      | 仕様書による              |
| (5) 納入場所      | 仕様書による              |
| (6) 予定価格      | 公表しない               |
| (7) 最低制限価格    | 設けない                |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「機械器具」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成26年12月15日(月)～平成26年12月25日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報/入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成26年12月15日(月)～平成26年12月25日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話055-228-3436

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年1月23日(金) 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市上下水道局本庁舎3階入札室  
甲府市下石田二丁目23番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第72号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年12月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130086号		
工事名	下水道改良工事（長寿命化H26-2）		
工事場所	甲府市丸の内三丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工延長 φ800 L=256m、</li> <li>・施工延長 φ900 L=98m、</li> <li>・管渠内面被覆工法 φ800（製管工法） L=251m、</li> <li>・管渠内面被覆工法 φ900（製管工法） L=97m、</li> <li>・附帯工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成27年10月30日まで
	3	予定価格 （税込み）	91,713,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	<p>管更生工事において実績のある者又は下水道管工事で1件の工事請負額が5,000万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。</p> <p>なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績）

			は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年12月22日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年1月8日
	3	申請書受付開始日	平成26年12月22日
	4	申請書受付締切日	平成27年1月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年1月15日
	6	設計図書配付開始日	平成26年12月22日
	7	設計図書配付締切日	平成27年1月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年12月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年1月16日
	10	入札日時	平成27年1月26日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年1月29日
	12	開札日時	平成27年2月4日 午前9時
	13	落札者決定日	平成27年2月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年1月21日 午後5時まで
	2	回答	平成27年1月22日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年2月2日まで
	2	回答	平成27年2月3日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年2月3日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	<p>契約金額の 10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

仙北谷 伸 朗

技術職員に採用する  
脳神経外科医師を命ずる  
市立甲府病院診療部医長を命ずる

以 上 発 令 日 平成26年12月 1日

福祉部 子ども家庭支援室  
退職を承認する

生活福祉課 主任 村 松 義 彦

以 上 発 令 日 平成26年12月 2日

市立甲府病院  
市立甲府病院  
(各通)  
退職を承認する

看護部  
看護部

主任 北 原 利 恵  
技師 浅 川 美 穂

以 上 発 令 日 平成26年12月31日